



平成 26 年 第 2 回
本別町議会臨時会会議録

自 平成 26 年 4 月 25 日
至 平成 26 年 4 月 25 日

本別町議会

平成26年本別町議会第2回臨時会会議録

平成26年4月25日（金曜日）午後1時30分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 平成26年度本別町一般会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 本別町税条例等の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（B棟－18）請負契約について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第48号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第12 | | 議員派遣の件 |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 平成26年度本別町一般会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 本別町税条例等の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（B棟－18）請負契約について |

- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 1 1 議案第 4 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
について
日程第 1 2 議員派遣の件
-

○出席議員（10名）

議長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	2 番	山 西 二 三 夫 君		4 番	黒 山 久 男 君
	5 番	小 笠 原 良 美 君		6 番	山 田 鶴 雄 君
	7 番	方 川 英 一 君		8 番	笠 原 求 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		1 0 番	阿 保 静 夫 君

○欠席議員（1名）

3 番 戸 田 徹 君

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	黒 田 匡 君	総 務 課 長	大 和 田 収 君
保 健 福 祉 課 長	吉 井 勝 彦 君	住 民 課 長	千 葉 輝 男 君
子 ども 未 来 課 長	井 上 松 子 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君
企 画 振 興 課 長	川 本 秀 二 君	老 人 ホ ー ム 所 長	岩 城 幸 宏 君
国 保 病 院 事 務 長	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉 君
教 育 長	中 野 博 文 君	教 育 次 長	佐 々 木 基 裕 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷺 巢 正 樹 君 総 務 担 当 主 査 松 本 恵 君

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成26年第2回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、高橋利勝君、及び山田鶴雄君を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告第4号専決処分報告、平成25年度本別町一般会計補正予算（第15回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 報告第4号専決処分報告。平成25年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,934万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

1、歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金50万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、本別町にお住まいの匿名の方からの寄付

金。2節民生費寄付金20万円の増額補正は、高齢者福祉振興基金として、本別町新町にお住まいの〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により基金への積み立てに充てるものでございます。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、報告第5号専決処分報告、平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について報告を求めます。

毛利病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君） 報告第5号専決処分報告。平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入第7項寄付金を1万円増額補正し、資本的収入の総額を1億154万5,000円とするものでございます。

内容は、本別町にお住まいの匿名の方から1万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出第3項投資を1万円増額補正し、資本的支出の総額は1億3,110万6,000円となります。寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成26年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第41号

○議長（方川一郎君） 日程第4 議案第41号平成26年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第41号平成26年度本別町一般会計補正予算（第

1 回) について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、緊急雇用創出推進事業及び北海道地域づくり総合交付金事業の追加等が主なものであります。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,438 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 8,994 万 5,000 円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

2、歳出ですが 1 款 1 項 1 目議会費 62 万 7,000 円の補正は、バイオマス資源利活用に係る先進地視察研修派遣に伴う議会議員 5 名分であります。

次の 3 款民生費 2 項老人福祉費 3 目介護保険費 28 節繰出金 8 万 1,000 円の補正は、特別養護老人ホームの洗濯機 1 台が使用不能となったため更新するものであります。

次の 7 款 1 項商工費 2 目商工業振興費 8 節報償費 10 万円の補正は、木工新製品調査事業を推進するため、研修会の講師謝礼等で、北海道の地域づくり総合交付金を活用して実施するものであります。

下段の 1 1 節需用費 28 万円の補正は、旧駅前広場にありますがからくり時計が故障のため修理を行うものであります。

下段の 1 3 節委託料中、木工新製品調査事業 135 万 6,000 円の補正は、木工新製品調査事業としてマーケティング調査等を実施するもので、北海道の地域づくり総合交付金を活用して行うものであります。

次の特産品販売力強化事業 299 万 2,000 円の補正は、特産品の販売強化や新たな商品開発を進め、農業、商工業の発展、雇用の増加の確保を目指すものであります。

次の中心市街地活性化推進事業 299 万 2,000 円の補正は、商店街の活性化を図るため、ワークショップや研修会を開催し人材育成を進めるものであります。

次の 3 目観光費 1 3 節委託料食観光推進事業 595 万 3,000 円の補正は、各種イベントの参加、都市部での商談会への参加等を実施し、食をとおした観光振興と交流人口の拡大、雇用の場の確保を目指すとともに、それを担う人材育成を図るものであります。

特産品販売力強化事業、中心市街地活性化推進事業、食観光推進事業は、いずれも国の緊急雇用創出推進事業を活用して実施するものであります。

3 ページ、4 ページをお開きください。

歳入ですが 10 款 1 項 1 目地方交付税 44 万 4,000 円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

次の15款道支出金2項道補助金4目労働費道補助金1節労働費補助金1,193万7,000円の増額は、緊急雇用創出推進事業補助金、歳出で説明しましたが、特産品販売力強化事業、中心市街地活性化推進事業、食観光推進事業の補助金であります。

次の8項商工費道補助金1節商工費補助金200万円の補正は、地域づくり総合交付金、歳出で説明いたしましたが、カラマツ材付加価値化推進事業の補助金であります。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算（第1回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 6ページの商工費の委託料で、業務委託料として食観光推進事業595万3,000円ということで、今、総務課長のほうから概要について説明がありましたが、595万円というお金ですので、もう少し具体的にどういうことをとすることがあれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答をさせていただきます。

本事業につきましては、ただいま総務課長のほうから説明があったとおり緊急雇用を活用した事業でございます。昨年までは、企業支援型という緊急雇用で、本町も3本程度の事業を展開をしてきたところでございますけども、これは雇用の創出に向けた取り組みでございましたけども、今回新たに26年度より地域人づくり事業という形で緊急雇用がスタートをしたところでございます。この事業の考え方を若干述べたいと思いますけども、本事業の国の考え方ですけども、好環境実現のための経済対策ということで25年の補正予算で事業の実施を行うものでございまして、本事業によりまして、地域において産業、社会情勢等の実状に応じた多様な人づくりを目指すという中で若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出して雇用の拡大につなげていくという取り組みでございまして、実施時期については26年度末までの1年間の事業でございます。

また、委託先でございますけども、民間企業、NPO法人、そのた法人または法人以外の団体も該当するということでございまして、今回の3本の緊急雇用でございますけども、雇用拡大につながるもので、離職者の人材育成、就業の支援を行う内容でございますけども、今御質問あった観光のほうの事業につきましては、雇用型という形で新規雇用に2名を予定した中で、それにかかわる事業を進めるということでございまして、食観光推進事業につきましては、観光協会に委託をする予定でございます。事業の中身的には、農産物や地域の食材と飲食店、ホテルへのマッチングを行う、ま

たは都市部での食品の展示会、商談会、それからイベント等への参加の経費。また、既存のイベントを活用して、地元のイベント等もごございますので、食観光の取り組み、またはそれに伴う人材育成のための講習会を開催をしていくということで考えてございまして、食をとおして観光振興と交流人口の拡大、雇用の場の確保を目指す、それを担う人材の育成を図るものでございまして、雇用創出は本事業で2名を予定してございます。事業費は、今申し上げましたとおり595万3,000円ということでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第41号平成26年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号平成26年度本別町一般会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第42号

○議長（方川一郎君） 日程第5 議案第42号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岩城老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（岩城幸宏君） 議案第42号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,118万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

2、歳出。1 款介護サービス事業費 1 項 1 目施設介護サービス事業費 1 8 節備品購入費 8 万 1, 0 0 0 円の補正は、特別養護老人ホームで使用している全自動洗濯機 1 台が破損し、使用不可能となったため更新するものでございます。

次に、1、歳入。4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました予算に伴う補正であります。

以上で、提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 4 2 号平成 2 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 2 号平成 2 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 4 3 号

○議長（方川一郎君） 日程第 6 議案第 4 3 号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第 4 3 号本別町税条例等の一部改正につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法の改正を受けて行うもので、地方法人税の創設に対応して、法人町民税の税割の制限税率を引き下げるときの規定の整備及び軽自動車の税率を引き上げる改正、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について 3 年間の延

長をするための改正などが主な内容となっております。

それでは、改正条文に沿って概要について御説明をさせていただきますが、地方税法改正等に伴い適用条項が繰り上げ、繰り下げされたことによる条文整理に係る改正及び本町に該当しない部分の説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、1 ページ、2 ページを2 枚めくっていただきまして、左側のページの上から1 5 行目ほどにあります本別町税条例の一部を改正する条例の一部改正の附則の部分につきましては、このたび改正をいたします条項の施行日及び経過措置について定めておりますので、改正本文と附則を合わせて総対的に御説明をさせていただきます。

それでは、最初のページに戻っていただきまして、改正文の1 行目の部分です。

第2 3 条第2 項中外国法人をから7 行目までの改正文につきましては、法人町民税の外国法人に係る改正であり本町では該当はありません。

続きまして8 行目、第3 3 条第5 項中から9 行目までの改正文は、所得割の課税標準について適用条項の号が繰り上がったことにより条文整理のための改正であります。

1 0 行目、第3 4 条の4 中から1 1 行目までの改正文につきましては、地方交付税の原資化とするため国税として扱われる地方法人税の創設に対応しまして、法人税割の制限税率が引き下げられたことに伴う規定の整備で、法人町民税割の税率について現在1 4. 7 パーセントのものが1 2. 1 パーセントに改正をするものです。平成2 6 年1 0 月1 日施行で、同日以後に開始する事業年度分の法人町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の町民税について適用されます。

その下の1 2 行目、第4 8 条第2 項中から1 7 行目までの改正文は、これにつきましても外国法人に関わる改正でありまして、本町には該当がありません。

1 8 行目の改正文、第5 7 条及び第5 9 条中の部分ですが、この部分は、子ども・子育て支援新制度にかかわる固定資産税の非課税措置を定めているものですが、適用条項の号の繰り下げによる条文整理に伴う改正でありまして、この部分についても本町には該当がありません。

1 9 行目になります。第8 2 条第1 号ア中以降、次ページの1 2 行目までの改正文につきましては、軽自動車税の税率の引き上げに関する改正で、区分といたしまして、原動機付自転車で、総排気量が0. 0 5 リットル以下または定格出力0. 6 キロワット以下のものにつきましては、現行1, 0 0 0 円が2, 0 0 0 円に、それから2 輪のもので総排気量0. 0 5 リットル超0. 0 9 リットル以下または定格出力0. 6 キロワット超0. 8 キロワット以下のものにつきましては現行1, 2 0 0 円が2, 0 0 0 円に、2 輪のもので総排気量0. 0 9 リットル超または定格出力0. 8 キロワット超のもの1, 6 0 0 円が2, 4 0 0 円に、ミニカーにつきましては2, 5 0 0 円が3, 7 0 0 円に改正となります。

それから、軽自働車につきましては、2 輪のもので側車つきのものを含みます、に

つきましては、現行2,400円が3,600円に、3輪のもの3,100円が3,900円、4輪以上の乗用で、営業用のものにつきましては5,500円が6,900円に、4輪以上の乗用で、自家用のものにつきましては7,200円が1万800円、4輪以上の貨物用で、営業用のものにつきましては3,000円が3,800円に、同じく4輪以上の貨物用で、自家用のものにつきましては4,000円が5,000円に、それから、もっぱら雪上を走行するもの、これはスノーモービル等ですが2,400円が3,000円に改正となります。

それから、小型特殊自働車で農耕作業用のものにつきましては1,600円が2,000円に、その他のものにつきましては4,700円が5,900円となります。

それと、2輪の小型自動車で総排気量が250ccを超える全ての自動2輪車につきましては4,000円が6,000円に改正となります。これにつきましては、平成27年4月1日施行で、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用されます。

続きまして13行目、附則第4条の2中から18行目までの改正文は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、租税特別措置法改正に伴う改正でありますけども本町においては該当はありません。

19行目、附則第6条を次のように改める以降21行目までの改正文は、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定、それから特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についての規定であります。ここで記載されていた部分につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めてありましたことから、条例の性格上、不必要だということで今回、削除するものです。

22行目ですが、附則第7条の4中以降23行目までの改正文につきましては、寄付金税額控除における特例控除の特例について定められておりました。地方公共団体に寄付をした場合は、一定の税額控除等がありますが、平成25年度の税制改正におきまして、平成27年度分以後の所得税の最高税率が40パーセントから45パーセントに引き上げられたことに伴いまして、平成28年度分以後の寄付金税額控除に係る特例控除の算定に用いる所得税の限界税率を課税所得4,000万円超の場合は45パーセントとすることとなりました。平成29年1月1日施行で、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用します。

それから24行目ですが、附則第8条第1項中の改正文につきましては、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

続きまして25行目、附則第10条の2以降から4行目までの改正文は、固定資産税等の課税標準の特例について定めたもので、本町に該当する部分では、公共の危害防止のために設置された施設で水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設で、総務省令で定めるものに該当する場合は、課税標準額を6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村が条例で定められるこ

ととなりましたが、本町においては従来どおり課税標準額を3分の1とするもので、これまで本町においては2社に適用しております。改正後の規定は平成26年4月1日以後に取得される償却資産について、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用となります。

同じページの下から3行、附則第10条の3に次の1項を加えるから次ページの14行目までの改正文につきましては、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設に伴いまして、その適用を受けようとする者がすべき申告の手続き上の規定を定めたものです。減額対象家屋の納税義務者は、耐震改修完了後3カ月以内に申告しなければならず、減額措置の内容は、該当となった家屋について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合する旨の証明がされた場合、改修工事が完了した年の翌年度分から2年度間、当該家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税から減額することとなります。平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

続きまして15行目、附則第16条を次のように改めるから下の表までの改正文は、軽自動車税の税率の特例について定めたもので、このたび改正をいたします軽自動車税の税率について、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した年度以後の年度分の3輪以上の軽自動車に対し、重課の規定を定めたものであります。重課の割合は、改正後の標準税率のおおむね20パーセントの重課税率となっております。平成28年4月1日施行で、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用となります。

ただし、平成27年3月31日以前に初めて道路運送法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車税については、改正前の自動車税の税率となります。重課の内訳といたしましては、軽自動車で3輪のものにつきまして3,900円が4,600円、4輪以上の乗用で、営業用が6,900円が8,200円、4輪以上の乗用で、自家用が1万800円が1万2,900円、4輪以上の貨物用で、営業用が3,800円が4,500円に、4輪以上の貨物用で、自家用のものが5,000円が6,000円となります。

続きまして、表の下2行、附則第17条の2第1項の部分の改正文につきましては、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。この特例によりまして、所有期間が5年超である土地等を譲渡した場合、課税長期譲渡所得金額の合計額2,000万円以下の部分に対しては、これは町道民税合わせてですが4パーセント、2,000万円超の部分に対しては5パーセントの税率によって分離課税されています。

表の下から3行目、4行目の改正文ですが、ここは一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定で、規定の明確化を図るため条文整理

をしたものです。平成29年1月1日施行で、平成29年度以後の年度分の個人町民税について適用します。

表の下から5行目、7行目の改正文につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例についての規定中、適用条文が繰り下がったことによる条文整理であります。

同じページの表の下から8行目から次ページの1行目までの改正文につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についての規定中、贈与、相続、遺贈により払い出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した納税者の所得割の計算について、条文に加えたものです。平成27年1月1日施行で、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用します。

2行目、附則第21条第1項を次のように改めるから12行目までの改正文は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告についての改正ですが、本町においては該当がありません。

13行目、附則第22条から第23条までを削るにつきましては、東日本大震災関連の改正でありまして、本町においては該当がなく、14行目の附則第24条を附則第22条としの部分の改正文は、条を2条ずつ繰り上げたものでございます。

以上で、議案43号本別町税条例等の一部改正についての概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読をさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) ただいま黒山久男君から、説明省略との動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって議案第43号本別町税条例等の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

○住民課長(千葉輝男君) それでは以上で、議案第43号本別町税条例等の一部改正についての説明にかえさせていただきます。

○議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番(阿保静夫君) 提案理由のところに、地方税法の一部改正に伴い改正するという説明なので、そのとおりだというふうに思うのですけれども、主に軽自動車税

の関係で伺いたいというふうに思います。

まず率直に言って、どうして軽自動車税率が改正になって増額に値上げされたのかということについての地方税法の改正にかかわる説明というのは受けているのかどうか、そのことをまず伺いたいと思います。

私が知る範囲で言うと、これはまさにT P P関連のアメリカの要求に沿ったものだと私は考えていますけども、そのような説明を受けているのかどうか。

それから、本町においては、いろんな、役場の車として軽自動車も随分活用されていると思いますので、そういうことも当然、このことは影響してくるなというふうにするので、これは税務課というよりは担当課になるのかな、そういうようなことも影響すると思うのですね。その辺についてもあわせて伺いたいと思います。

税法改正とは直接かかわりないけども、影響を受けるという意味では町民の財産ですから当然のことだと思うのですけども。お願いします。

○議長（方川一郎君） 答弁、千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 今回の地方税の改正につきましては、特段振興局に集まったの説明だとか、そういうものは受けておりませんで、上のほうからメールで地方税法はこのように変えましたよということできているものです。

○議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 今、町が持っている軽自動車税についてということですが、本町に持っている自動車についても全て課税をされているのが現実でございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 国のほうからの説明がないからわからないということで、その答弁はそのとおりだと思うのですけども、例えば、軽自動車税って本別の財政に入るお金ですよ。ということは、では伺いますけども、本別の現行の軽自動車の所有台数というのは何台くらいになっているのか。

それから今、課税されていますという答弁だったのですけども、今回のこれ、平成29年からということが主なことのように思いますが、現行の課税の金額と改正後の金額というのも、もし試算があれば伺いたいと思います。それは要するに町の支出と同時に収入にもなるという、おかしなというかそういう関係だとは思いますが、試算があれば伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） お答えいたします。

26年度の当初賦課の部分の台数でございますけども、一般にいう軽自動車につきましては4輪以上の乗用で自家用のものが1,309台、それから貨物で営業用が18台、自家用が885台となっております。これは本別町全体の課税の台数でございます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 町の所有している自動車の関係の数字は出てこないのですが、今、町内に所有されている軽自動車の台数が自家用で1,309台、その他ということになっています。今の段階で試算はできないのかもしれませんが、それぞれ自家用とか貨物とかと分けて、今数字が出ているものですから、これはそれだけ持っている方に影響があるということですから、数字として押さえていけば伺いたいと思います。影響額。

○議長（方川一郎君） 答弁、千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 先ほど、台数申し上げましたけども、26年度の当初賦課で、原動機付自転車から2輪、一般にいう軽自動車全て含めてですが、税額については大体1,650万円程度。それで、今回改正になる部分、現行の所有台数での試算ですから、軽自動車については27年4月1日以後に取得した部分が税率が上がります。そのほかの部分につきましては27年4月1日から適用となりますので、現在の台数で言いますと、先ほど言った課税額よりも110万円ほど増額となる見込であります。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第43号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号本別町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第44号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第44号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第44号本別町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、地方税法の改正により、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたことにより条例改正を行うものでございます。

始めに概要を申し上げますが、平成24年8月に成立しました社会保障制度改革推進法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議の報告書が平成25年8月に取りまとめられ、その中で、国民健康保険税に低所得者に対する対応をすべきであること、また、相当の高所得者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みを改めるため、保険料の賦課限度額の引き上げをすることの2点が提言され、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額の限度額を12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものです。

また、低所得者対策といたしまして均等割額、世帯平等割額の5割軽減、2割軽減の軽減判定基準所得を引き上げ、軽減対象者の拡充を図るものです。

それでは改正条文を朗読して、提案説明とさせていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項にただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第21条第1項中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同項第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、交付の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

適用区分。

2、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第44号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての提案内容の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 低所得者への対応、課税限度額の引き上げ等で課税の軽減措置を図る内容だという説明だったというふうに理解しております。

それで、それぞれ14万円が16万円、12万円が14万円となっていますけれど

も、それぞれの例えば25年度課税ベースでの影響額等の試算があれば伺いたいというのと、こういう今言った軽減措置の法律なり条例なり決めたのだけでも、対象者が本町の場合どれくらいいるのかということが、例えば、後期高齢者なんかの場合は、逆に軽減の対象者が本別は余りいなくて本別はちょっと上がってしまったという実例もありますよね。そういうこともあるものですから、対象者数等も含めて影響額等を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） お答えいたします。

ただいま申し上げました限度額の引き上げによります部分でございますけども、後期高齢の支援分、2万円限度額上がりますが、この改正によりまして限度額超の世帯は、改正前は129世帯ありましたけども、限度額を超える世帯は、限度額が上がったことによりまして95世帯となりますが、残りの34世帯につきましては、改正前の14万円と16万円の間に影響額は出てきております。ですから、影響のある世帯につきましては129世帯ということで、限度額の超過額ということになりますけども228万8,992円が限度額を超えた金額となります。

それから介護納付金の分につきましては、限度額を超えていた世帯が、改正前は12世帯だったのが、改正後は5世帯が限度額を超過する世帯となっています。残りの7世帯につきましては、先ほど申し上げたのと同じですが、改正前の12万円の限度額と今回改正後の14万円の間に動きが当然ありますけども影響が出る世帯となっております12世帯が影響があって、限度額超過額につきましては、これは超過額の部分ですけども17万4,373円が限度額超過額となっております。

それから、軽減の部分ですが、5割軽減で今回軽減の範囲を拡大したということで、どの程度対象となったかということですが、5割軽減で世帯平等割が97世帯、それから均等割が138名、金額にしまして約390万円が軽減の対象となっております。2割軽減の部分では、78世帯、均等割につきましては141名、軽減額では149万円ほどの軽減額が出ております。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） よろしいですか。

○10番（阿保静夫君） はい。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第44号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第45号

○議長(方川一郎君) 日程第8 議案第45号平成25年度栄町団地公営住宅建替工事(12号棟)請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長(大和田収君) 議案第45号平成25年度栄町団地公営住宅建替工事(12号棟)請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この事業は、国の補正予算による平成25年度繰越事業であります。

平成25年度栄町団地公営住宅建替工事(12号棟)請負契約締結にあたりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、栄町団地公営住宅建替に伴う12号棟建設工事で、工事内容は、木造平屋1棟4戸建て、延べ床面積319.83平方メートルの建物と周りの緑化408平方メートル及び4台分の駐車場、排水設備47メートル、共同菜園227平方メートル及びごみ置き場1カ所を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は、平成26年3月5日に開催し、指名業者は、株式会社鹿島組、株式会社塚林建設、中前建設株式会社、株式会社楠茂建設、株式会社野田組、株式会社山本建設、株式会社稲田建設の7者を選考いたしました。

平成26年3月17日に指名通知を行い、平成26年4月9日に入札を執行しております。

契約金額は6,480万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、中川郡本別町北8丁目1番地2、株式会社塚林建設、代表取締役、〇〇〇〇でございます。

仮契約は、平成26年4月9日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成26年9月2日でございます。

以上、議案第45号平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第45号平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第46号

○議長（方川一郎君） 日程第9 議案第46号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟-18）請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第46号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟-18）請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この事業につきましても、国の補正予算による平成25年度繰越事業であります。

平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟-18）請負契約締結にあたりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、向陽町団地公営住宅改善事業に伴うB棟18の改修工事で、工事内容は、コンクリートブロック造平屋1棟4戸建て、延べ床面積193.05平方メートル

ルの建物と排水設備 79メートルを施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は、平成26年3月5日に開催し、指名業者は、株式会社鹿島組、株式会社塚林建設、中前建設株式会社、株式会社楠茂建設、株式会社野田組、株式会社山本建設、株式会社山中の7者を選考いたしました。

平成26年3月17日に指名通知を行い、平成26年4月9日に入札を執行しております。

契約金額は5,022万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、中川郡本別町南2丁目7番地16、株式会社鹿島組、代表取締役、〇〇〇〇でございます。

仮契約は、平成26年4月9日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成26年9月12日でございます。

以上、議案第46号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟－18）請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第46号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟－18）請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟－18）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第47号

○議長（方川一郎君） 日程第10 議案第47号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第47号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員総合事務組合の組織団体であります上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合及び統合により赤平市が解散脱退し、道央廃棄物処理組合、鷹栖町、上川町の新規加入することに伴い、一部事務組合であります北海道市町村総合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴いまして、地方自治法第290条の規定により構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（15）の項中「（15）」を「（16）」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「（35）」を「（34）」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「（31）」を「（30）」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「（13）」を「（12）」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第47号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第47号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第48号

○議長(方川一郎君) 日程第11 議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長(大和田収君) 議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合の組織団体であります上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退し、道央廃棄物処理組合が新規加入することに伴い、一部事務組合であります北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴いまして、地方自治法第290条の規定により構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての

提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議員派遣の件

○議長（方川一郎君） 日程第12 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
平成26年第2回本別町議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時41分）

地方自治法第125条第2項の規定により署名する。

平成26年 4月25日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 山 田 鶴 雄